

平成18年度浄化槽推進関係予算について

26,429百万円(26,429百万円)

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進 26,429百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

循環型社会形成推進交付金 13,679百万円

循環型社会形成推進交付金に浄化槽の整備に要する予算を計上。

地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)
(内閣府に計上)総額137,700百万円の内数

12,750百万円

・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成17年度 予 算 額	平成18年度 予 算 額 (案)	対前年度比 %
浄化槽整備事業 総 額	(27,357) 26,429	(27,235) 26,429	(99.6) 100.0
循環型社会形成推進交付金	(3,928) 3,000	(14,485) 13,679	(368.8) 456.0
汚水処理施設整備交付金 (内閣府計上)	(7,500) 7,500	(12,750) 12,750	(170.0) 170.0
浄化槽整備費補助金	(15,929) 15,929	(0) 0	(-) -

上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

2 . 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

基準額の特例の創設

・合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費を基準額の特例として助成対象とする

・既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合で、次の要件等を満たす場合は基準額の特例を適用する。

対象地域

- ・湖沼水質保全特別措置法の指定地域
- ・水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
- ・水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域
- ・水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
- ・水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

対象浄化槽

- ・使用開始後 10 年以内の単独処理浄化槽

対象要件

- ・現行の助成制度で対応できない場合

助成額

- ・9 万円を限度に基準額を増額

(参考) 単独処理浄化槽撤去費用(平均)

清掃費(洗浄、消毒等) 29,900円

撤去工事費(掘削等) 24,000円

処分費(産業廃棄物処分) 39,400円

合計 93,300円

基準額の適正化

通常浄化槽の基準額について実勢価格を参考に適正化を図る。

